

## 【☆新認定基準☆】 認定を受けるために必要な9つの認定基準

1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。
2. 一般事業主行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3. 策定した一般事業主行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
4. 平成21年4月1日以降に新たに策定・変更した一般事業主行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること。
5. 計画期間内に、男性の育児休業等※取得者が1人以上いること。  
【従業員数が300人以下である企業】  
計画期間内に、男性の育児休業等取得者がいない場合でも、次の①～③のいずれかの基準を満たせば要件を満たすことになります。
  - ① 計画期間において、子の看護休暇を取得した男性従業員がいること（ただし、1歳に満たない子のために利用した場合を除く。）。
  - ② 3歳に達するまでの子（上限を「小学校就学の始期に達するまでの子」まで拡大することも可能）を養育する従業員に対する短時間勤務の制度の措置を講じており、計画期間において当該制度を利用した男性従業員がいること。
  - ③ 当該計画の開始前3年以内の期間において、その雇用する男性従業員のうち育児休業等をしたものが1人以上いること。
6. 計画期間内に、女性の育児休業等※取得率が70%以上であること。  
【従業員数が300人以下である企業】  
計画期間内に、女性の育児休業等取得率が70%未満である中小企業でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が70%以上となれば要件を満たすことになります。
7. 3歳から小学校に入学するまでの子を持つ従業員を対象とする「育児休業の制度または勤務時間の短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
8. 次の①から③までのいずれかを実施していること。
  - ① 所定外労働の削減のための措置
  - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
  - ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
9. 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

※ 「育児休業等」とは、育児・介護休業法第2条第1項に規定する育児休業及び第23条第1項又は第24条第1項の規定に基づく措置として育児休業制度に準ずる措置が講じられた場合の当該措置によりする休業です。

## ★改正のポイント 4 策定・変更届及び認定申請書の様式が変更されました！

### ○策定・変更届出様式及び認定申請書様式の変更

一般事業主行動計画の公表及び従業員への周知の義務化、認定基準の見直し等を踏まえ、一般事業主行動計画策定・変更届及び基準適合一般事業主認定申請書の様式が変わりました。

なお、様式については、厚生労働省のホームページからダウンロードすることができます。

#### 【様式のダウンロード先】

- ◇ 一般事業主行動計画策定・変更届出様式  
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/kaisei/dl/O1.doc>
- ◇ 基準適合一般事業主認定申請書様式  
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/kaisei/dl/O2.doc>